

事業報告書				
医療法人整理番号		00021		
報告期間	自	令和6年4月1日		
	至	令和7年3月31日		
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称	医療法人愛仁会		
		分類①	財団	
		分類②	その他	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	新潟県	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	新潟市江南区	
		町名・番地	西町2丁目5番22号	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		昭和41年9月7日	
	(4) 設立登記年月日		昭和41年9月13日	
	(5) 理事長の氏名	姓	渡邊	
		名	信也	
		役員及び評議員の人数	19	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら		
(2) 附帯業務		記載はこちら		
(3) 収益業務		記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	渡邊	信也	
理事	渡邊	東	
理事	大矢	聡	亀田第一病院 管理者
理事	渡邊	信	
理事	渡邊	健吾	介護老人保健施設亀田園 管理者
理事	渡邊	覚	ふれあい歯科クリニック 管理者
理事	大矢	淳	
理事	枝並	明男	
理事	渡邊	恵子	
監事	川又	慶吉	
監事	高橋	勲	
評議員	大矢	朋子	医療従事経験者
評議員	渡邊	真澄	医療従事経験者
評議員	渡邊	昌子	医療従事経験者
評議員	宮崎	定子	医療従事経験者
評議員	田村	洋子	医療従事経験者
評議員	田中	範子	医療従事経験者
評議員	枝並	恵子	医療従事経験者
評議員	風間	恭子	医療従事経験者

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第4 2 条の3 第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は

1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

様式 1：2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	亀田第一病院		1510122730	新潟県新潟市江南区西町2丁目5番22号	197	0			0	0	0
診療所	ふれあい歯科クリニック		1530138864	新潟県新潟市江南区早通6丁目7番34号							

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	介護老人保健施設亀田園		1550180234	新潟県新潟市江南区早通6丁目7番34号	136	20

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
訪問看護ステーションかめだ		新潟県新潟市江南区早通6丁目7番34号	
在宅介護支援センターかめだ		新潟県新潟市江南区早通6丁目7番34号	
新潟市地域包括支援センターかめだ	新潟市	新潟県新潟市江南区早通6丁目7番34号	
新潟市在宅医療・介護連携ステーション江南	新潟市	新潟県新潟市江南区早通6丁目7番34号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和6年4月5日	第 1 号議案 令和 6 年度事業計画決定の件、第 2 号議案 令和 6 年度収支予算決定の件、第 3 号議案 新役員選任の件、第 4 号議案 役員報酬決定の件、第 5 号議案 借入金限度額決定の件
令和6年6月6日	第 1 号議案 令和 5 年度事業報告承認の件、第 2 号議案 令和 5 年度(第58期)決算承認の件、第 3 号議案 令和 5 年度利益金処理案承認の件、第 4 号議案 理事長選任の件
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債				
医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由				
医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	
注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。				

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
	日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人愛仁会
所在地 新潟県新潟市江南区西町2丁目5番22号

※医療法人整理番号 00021

貸借対照表
令和7年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,597,953	I 流動負債	1,169,017
現金及び預金	633,478	支払手形	
事業未収金	854,758	買掛金	345,259
有価証券		短期借入金	550,000
たな卸資産	77,686	未払金	12,041
前渡金		未払費用	97,197
前払費用	10,307	未払法人税等	10,415
その他の流動資産	21,724	未払消費税等	686
		前受金	97
		預り金	19,167
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
		賞与引当金	134,155
II 固定資産	4,900,641	II 固定負債	3,006,188
1 有形固定資産	4,703,126	医療機関債	
建物	2,282,126	長期借入金	2,590,011
構築物	32,333	繰延税金負債	
医療用器械備品	200,271	その他引当金	
その他の器械備品	58,382	その他の固定負債	
車両及び船舶	2,171	退職給付引当金	37,834
土地	1,771,348	長期リース債務	378,343
建設仮勘定			
その他の有形固定資産	12,547		
有形リース資産	343,948		
		負債合計	4,175,205
		純資産の部	
2 無形固定資産	111,871	科目	金額
借地権	104,624	I 基金	8,196
ソフトウェア	5,478	II 積立金	2,315,193
その他の無形固定資産	1,769	代替基金	
3 その他の資産	85,644	繰越利益積立金	
有価証券	17,385	その他積立金	2,315,193
長期貸付金			
保有医療機関債			
その他長期貸付金			
役員等長期貸付金			
長期前払費用	4,895	III 評価・換算差額等	
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	2,030	繰延ヘッジ損益	
繰延消費税等	61,334		
		純資産合計	2,323,389
資産合計	6,498,594	負債・純資産合計	6,498,594

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人愛仁会
所在地 新潟県新潟市江南区西町2丁目5番22号

医療法人整理番号 00021

損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			5,530,593
2 事業費用			
(1) 事業費	5,481,095		
(2) 本部費	26,500		5,507,595
本来業務事業利益			22,998
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			100,112
2 事業費用			140,186
附帯業務事業損失			40,074
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業損失			17,076
II 事業外収益			
受取利息	1,096		
その他の事業外収益	88,897		89,993
III 事業外費用			
支払利息	18,385		
その他の事業外費用	5,902		24,287
経常利益			48,630
IV 特別利益			
固定資産売却益	0		
その他の特別利益	137		137
V 特別損失			
固定資産売却損	160		
その他の特別損失	8,660		8,820
税引前当期純利益			39,947
法人税・住民税及び事業税	11,528		
法人税等調整額			11,528
当期純利益			28,419

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人 愛仁会

※医療法人整理番号00021

所在地 新潟県新潟市江南区西町 2 丁目 5 番 2 2 号

財 産 目 録
(令和 7年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	6,498,594 千円
2. 負 債 額	4,175,205 千円
3. 純 資 産 額	2,323,389 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,597,953
B 固 定 資 産	4,900,641
C 資 産 合 計 (A + B)	6,498,594
D 負 債 合 計	4,175,205
E 純 資 産 (C - D)	2,323,389

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

法人名 医療法人 愛仁会

※医療法人整理番号	0	0	0	2	1
-----------	---	---	---	---	---

所在地 新潟県新潟市江南区西町2丁目5番22号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者(※) との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者(※) との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式5

※ 関係事業者とは、当該医療法人と次の（２）に掲げる取引を行う場合における次の（１）に掲げる者をいう。

（１） 次の（２）に掲げる取引を行う者

- ① 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）
- ② 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
- ③ 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
- ④ 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
- ⑤ ③の法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人

（２） 当該医療法人と行う取引

- ① 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額）又は事業費用の総額（本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額）の10パーセント以上を占める取引
- ② 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセント以上を占める取引
- ③ 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
- ④ 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引
- ⑤ 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引
- ⑥ 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 愛仁会
理事長 渡邊 東 殿

私たち監事は、医療法人愛仁会の令和6年会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下の通り報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事及び使用人等と意思疎通を図り、その職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

監査結果

- （1）事業報告書は、法令及び寄付行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （2）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （3）計算書類は、法令及び寄付行為に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （4）理事の職務行為に関する不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められません。

令和7年5月26日

医療法人 愛仁会

監 事 川 又 慶 吉 
監 事 渡 辺 東 